

令和8年5月

お客さま 各位

淡陽信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた新たな取り組みについて

平素は淡陽信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合は、政府・金融業界等が一丸となって進めております2026年度末までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、新たに下記の取り組みを実施しますのでお知らせいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただけますよう、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新たに実施する取り組み

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とさせていただきます。

※ 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いできません。

※ 振出日の記載のない手形・小切手が最終振出期限経過後に支払呈示された場合は、当座勘定からお支払いできない場合がありますので、手形・小切手を振り出す際は振出日を記載願います。

※ 未使用の手形・小切手用紙の買取りは致しません。

(2) 他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の預金入金扱いの受付け終了

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の預金入金扱いの受付けを終了させていただきます。

※ 入金先の口座は、当座勘定のほか、普通預金、定期預金、定期積金など各種預金口座を含みます。

(3) 割引手形の受付け終了

2026年9月30日（水）をもって、紙の手形による割引手形の受付けを終了させていただきます。

2. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、現物紛失のリスク低減、押印・発送・保管等の事務負担削減や印紙代等のコスト削減が図れるなど、受取側と支払側双方にとって様々なメリットがございます。現在、手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、インターネットバンキング等の利用による振込や電子記録債権（でんさい）などの電子的決済への移行をご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3. 対応スケジュールについて

具体的な対応スケジュールについては、別紙「当組合の手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応スケジュール」をご確認ください。

以上

＜当組合の手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応スケジュール＞

【手形・小切手を振り出されるお客さま】

	2026年度	2027年度
	9/30 ▼最終振出期限	3/31 ▼手形・小切手の交換廃止
振出	振出可能(※1)	振出不可
※1 受取人の取引金融機関が手形・小切手の入金受付を終了している場合があります。		

【手形・小切手をお受取りになるお客さま】

			2026年度	2027年度
			9/30 ▼最終振出期限	3/31 ▼手形・小切手の交換廃止
支払地				
当組合	手形	入金	入金可能	振出日が2026年9月30日までのもののみ入金可能
		取立	取立可能 (振出日が2026年9月30日まで、支払期日が2027年3月31日までのもの)	取立不可
	小切手	入金	入金可能	振出日が2026年9月30日までのもののみ入金可能
		取立	取立可能 (振出日が2026年9月30日までのもの)	取立不可
支払地			▼他行を支払地とする手形・小切手の入金受付終了 ▼取立受付停止	
他行	手形	入金	入金可能※2	入金不可
		取立	取立可能※2 (支払期日が2027年3月31日までのもの)	取立不可
	小切手	入金	入金可能※2	入金不可
		取立	取立可能※2 (振出日が2027年3月31日までのもの)	取立不可
※2 振出金融機関によっては、最終振出期限を定めている場合があります、当組合で入金・取立の受け付けをしても、振出金融機関で決済されない可能性があります。				